

商工会議所のマークは Chamber of Commerce and Industry の三つの頭文字をうまく組合わせたものです。チェンバーとは会議所、コマースとは商業、インダストリーは工業の意味です。

【編集・発行】

むつ商工会議所 総務課

〒035-0071

青森県むつ市小川町2丁目11-4

TEL 0175-22-2281

FAX 0175-22-0167

E-mail:mutsucc2@jomon.ne.jp



# 商工会議所報むつ

## Mutsu Chamber Of Commerce And Industry

### Contents

- ・商工会議所会頭年頭の挨拶
- ・市長・市議会議長へ要望書を提出
- ・視察研修会参加報告書
- ・日商Eメール通信より
- ・青森県最低賃金 他

### 年頭の挨拶

## 商工会議所移行2年目を迎えて

むつ商工会議所会頭 鷹架武



明けましておめでとうございます。

昨年は商工会議所への移行が実現し、私どもには長年に亘る願望が漸くかなえられた記念すべき年でありました。

商工会議所実現にご指導、ご支援としてご協力を賜りました通産省はじめ日本商工会議所、青森県並びにむつ市ほか関係機関各位に対し改めて深く感謝を申し上げます。

ご承知のとおり、日本経済は長期にわたって危機的状況に立ち至っており、構造的変革の嵐の中で、過去に例のないほどの企業の倒産、廃業が多発し、失業率も高率で推移し続けるなど産業界も国民も不安感と不透明感に萎縮しきつていっていると言っても過言ではないと思います。

一方県内の経済環境も総じて低水準で推移しており、大型店並びに小売店等の販売不振、そして建設業界と製造業界においても先行き不透明感から、住宅建築の伸び悩み、更に雇用情勢も有効求人倍率が低く労使ともまさに苦難の時代に直面している状況にあります。

このような状況のなかで、政府は中小企業者に対し、貸し渋り対策の一環として20兆円という過去に例のない「中小企業金融安定化特別保証制度」を創設し、また青森県では500億円の大型緊急支援資金枠を設定し、長期かつ低利の融資を実施しておりますことは、誠に時宜を得た救済措置であると思っております。

未曾有の経済危機を克服し、国民はじめ中小企業者に活力を甦えらせるためには、一刻も早くあらゆる対策を駆使し、スピーディーに推進すべきであると思っております。

昨年4月、商工会議所移行後こんにちまで、内部体制の確立を図りながら、第1回産業まつり、商工業協同組合の設立、会員交流会などの各種事業を積極的に実施して参りましたが、2年目を迎えるよいよ新生商工会議所として、地域や会員のニーズに密着した活発な事業活動を展開しなければならぬと決意を新たにしております。

昨年の通常国会において、中心市街地活性化法、改正都市計画法そして大規模小売店舗立地法のいわゆる街づくり関連三法が成立いたしました。今後はこの三法の枠組の中で行政と一体化となつて、総合的な街づくりに取り組んで参りたいと思っております。特に、7月に施行された中心市街地活性化法に基づいて、むつ市が策定する「基本計画」は、街を再生するうえで、根幹をなすものであり、その重要性に鑑み、先般市長に対し、平成11年度中に策定するよう要望したところであります。さらに電源三法交付金の有効的な使途についても、市全体の活性化あるいは市の都市基盤の整備が確立するまでの当分の間、従来どおり全額事業充当し、予定されている事業の遂行を図るべきであることを、市長並びに市議会議長に要望したところであります。

### 年頭

## 所感

日本商工会議所会頭 稲葉興作



平成11年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

昨年のわが国経済は、戦後最悪ともいえる経過をたどり、実質経済成長率も一昨年に続き2年連続のマイナス成長となることが必至の状況となっております。

また、従来から継続して参りました下北半島縦貫道路の早期完成とエネルギー並びに海洋研究拠点都市形成促進など、下北地域の中枢都市としてのステータスを認識しながら、建設要望活動を積極的に展開するほか、地域総合経済団体としての存在意義を十分に自覚し、地域商工業の発展と一般社会福祉の向上のため、役員員一丸となつてその使命を果たして参る所存であります。

皆様におかれましては、本年も変わらぬご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに皆様方のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして新年のご挨拶と致します。

わが国経済の活力の源泉としてその役割を果たしてまいりましたが、先行き不透明な経済状況の中で、引き続き厳しい経営を強いられつつあるのが現状であります。

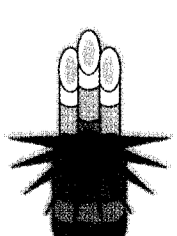
の産業が引き続き活力を維持していくためには、中小企業経営者こそがこれまでも増して自らリーダーシップを発揮し、新技術・新製品の開発や新分野の開拓に果敢に取り組み、持ち前の機動力を活かした企業経営を進めていくことが不可欠かと存じます。

お、このような中小企業の技術開発や事業化を支援するため、アメリカにおける各省庁の外部研究資金の一定割合を中小企業に優先的に配布する「中小企業技術革新制度」(SBIR)にならった、日本版SBIRの創設を強く望みます。

さて、先行き見通しの大変難しい時代にあつて、地域総合経済団体である商工会議所への期待と役割が一層増大しております。私どもは従来より、商工会議所使命達成のため、地域の振興、中小企業の支援、国際交流の推進、さらには、商工会議所組織・財政などの活動基盤の整備などを進めてまいりましたが、今後にも変化する時代、多様化する会員のニーズに応えた活動を展開していきたいと考えております。例えば、今、全国では「街の顔」である都市中心部の空洞化が深刻化しており

ます。中心市街地の衰退はその土地の伝統、文化の崩壊を意味するものであり、このため、昨年成立した街づくり3法による新たな街づくりが求められておりますが、地域主体の街づくり推進のリード役として、商工会議所の積極的な取り組みが期待されております。商工会議所にとつて、TMO(タウン・マネジメント機関)の引き受け等を通じて、にぎわいのある街づくりを進めていくことが重要な責務であると思われまます。また、来るべき情報化時代に備え、昨年末に全国の商工会議所に約7千6百台のパソコンが導入され、日本商工会議所がすでに昨年1月にスタートしたCIN(商工会議所情報ネットワーク)の本格的な稼働に向けて、情報化基盤が強化されました。これを機会に情報内容の一層の充実を図り、情報発信機能を強化するとともに全国163万会員のネットワークづくりに努め、特に中小企業の情報化を積極的に支援して参りたいと存じます。

以上、年頭に当たり所懐の一端を申し述べましたが、本年も全国521の商工会議所が一丸となつてその使命達成に取り組んで参る決意でありますので、皆様の一層のご支援・ご協力を心からお願ひ申し上げます。



### むつ市長並びにむつ市議会議長 〈要望書を提出す〉

#### むつ商工会議所

むつ商工会議所は、去る十二月二日、第五回常議員会を開催し、出席議員全員の承認を得て、次の案件をむつ市長並びにむつ市議会議長に対し「要望書」を提出した。

十二月二日、十名の常議員が鷹架会頭と同行し杉山市長、川下議会議長を訪れ、各々要望書を手渡した。

要望書の内容は次のとおりである。

#### 電源三法交付金の使途に関する要望書

一、要旨  
電源三法交付金、とりわけ原発周辺交付金の有効的な活用により、都市基盤の整備を促進していただきたい。

二、理由  
我が国の長引く景気低迷から脱却を図るため、政府は約二十四兆円という緊急経済対策を打ち出したところであり、この経済不況の影響を受け、非常に苦しい経営を強いられ、非常に苦しい状況にある。

当市の周辺では、東通原発・大間原発の着工が予定されており、交流人口の増加が見込まれていることから、古くから下北地域の経済の中心地であるむつ市は、その受け入れ体制に大きな一役を担うことは明らかであります。

加えて、海洋地球研究船「みらい」の関根浜定係港が所在する当市は、将来、我が国の海洋基地として大きく飛躍すること、に期待を抱き、これらの背景を基に、地域総合経済団体のむつ商工会議所としては、あらゆる機会をとらえて関係機関への働きかけをしながら、商工業の活性化に努力しているところであり、

去る十一月十七日、市において原子力発電施設等周辺地域交付金の使途について、市民意見聴取会を開催し、各界の意見を吸い上げたようであり、市の姿勢についてはそれなりの評価をしながらも、市全体の活性化、あるいは市の都市基盤の整備が確立するまでの当分の間、

当該交付金は従来どおり全額事業充当して、予定されている事業の遂行を図るべきと考えますので、このことについて市議会に於て要望決議を賜りたくここに要望いたします。

平成十年十二月二日  
むつ商工会議所  
会頭 鷹架武一  
むつ市長 杉山 肅 殿

#### 電源三法交付金の使途に関する要望書

一、要旨  
電源三法交付金、とりわけ原発周辺交付金の有効的な活用により、都市基盤の整備を促進していただきたい。

二、理由  
我が国の長引く景気低迷から脱却を図るため、政府は約二十四兆円という緊急経済対策を打ち出したところであり、この経済不況の影響を受け、非常に苦しい経営を強いられ、非常に苦しい状況にある。

当市の周辺では、東通原発・大間原発の着工が予定されており、交流人口の増加が見込まれていることから、古くから下北地域の経済の中心地であるむつ市は、その受け入れ体制に大きな一役を担うことは明らかであります。

加えて、海洋地球研究船「みらい」の関根浜定係港が所在する当市は、将来、我が国の海洋基地として大きく飛躍すること、に期待を抱き、これらの背景を基に、地域総合経済団体のむつ商工会議所としては、あらゆる機会をとらえて関係機関への働きかけをしながら、商工業の活性化に努力しているところであり、

去る十一月十七日、市において原子力発電施設等周辺地域交付金の使途について、市民意見聴取会を開催し、各界の意見を吸い上げたようであり、市の姿勢についてはそれなりの評価をしながらも、市全体の活性化、あるいは市の都市基盤の整備が確立するまでの当分の間、

当該交付金は従来どおり全額事業充当して、予定されている事業の遂行を図るべきと考えますので、このことについて市議会に於て要望決議を賜りたくここに要望いたします。

平成十年十二月二日  
むつ商工会議所  
会頭 鷹架武一  
むつ市長 川下 八十美 殿

#### 商工会議所移行後の体制強化に関する要望書

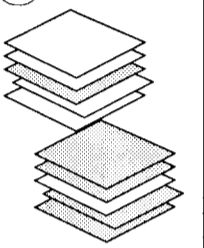
一、要旨  
むつ商工会議所に対し旧来同様、特に財政面でご支援していただきたい。

二、理由  
むつ商工会議所に対しましては、常日頃から格別のご支援とご協力を賜り、役員並びに会員一同衷心より感謝申し上げます。

また、貴台並びに市民各位の特段のご支援により、長年の懸案でありましたむつ市商工会の「商工会議所」移行が平成十年四月一日をもって果たせるところとなり、会員等しくその喜びと共に、責任の重大さを痛感し、より一層地域の発展のために日夜その業務に精励しているところでございます。

このような中で、来る平成十一年度は移行後二年目を迎えるよいよむつ商工会議所が、まさに「商工会議所」としての体制を整え、市と共に地域振興の一翼を担い得るかどうかが岐路に差し掛かるといっても過言ではない時を迎えるところとなります。

移行初年度においては、日本商工会議所や関係各位の多大なご支援とご援助をいただき、商工会議所としての事業に積極的に取り組む、会員始め市民各位の大きなご期待をいただくところとなり、これら諸事業を継続しつつ、さらなる発展を期して地域経済の発展に寄与しなければならぬ責務を担うところとなり、それに伴う経費もまた増大しております。



### 「基本計画」を平成十一年度中に策定くださるよう要望いたします。

この基本計画に則り、商工会議所は早急にTMOの組織と構想を作成し、むつ市の認定を受けなければなりません。

全国的にもこの基本計画策定をするため必要な助成金を申請している市町村は百七十五ヶ所にのぼり、県内では青森市が既に基本計画をとりまとめているところがございます。

先般、当商工会議所が実施した県内商工会議所の視察研修においても、平成十一年度に着手する商工会議所地域が圧倒的に多く、また、会員からも本法に基づく各種事業への早期着手が強く望まれている現状にもあります。

このことから、むつ商工会議所の総意として、市においても官民一体となった街づくりを推進していただきたく特段のご高配をお願いするものであります。

平成十年十二月二日  
むつ商工会議所  
会頭 鷹架武一  
むつ市長 杉山 肅 殿

#### 中心市街地活性化法に基づく地域振興に関する要望書

平成十年七月二十四日「中心市街地の活性化及び商業等の活性化に関する法律」いわゆる「中心市街地活性化法」が施行されたことに伴い、従来にも増したダイナミックな街づくりが、市町村の独自・独創性のもとで進めることが可能となりました。

この三つの法律の中では、自治体に大きな権限が与えられ、市町村がまちづくりをするうえでしっかりとしたプランをたてていくことが重要となります。

当市においても、いわゆる田名部地区や大湊地区の商業地において、空き店舗や空洞化が目に見えて発生し、従来の商店街は、後継者問題とも相まって深刻な現状にあることは周知のとおりであります。

### 視察研修会参加報告

常議員・国際情報化委員長 高橋 一

◆とき 11月12日(日) 場所 五所川原・弘前・八戸商工会議所

今回の研修には、途中から参加させて頂きましたが、先輩会議員の訪問と言う事で、研修の意義を十分に考えながら参加したつもりですが、やはり歴史の深さというかしつかりと組織化されていたのには驚きました。

弘前商工会議所では、会館の新しさと共にその設備の機能性は、会員にとって大いに利用出来るような気がしましたが、中味については一言申し上げれば、それだけ人材スタッフが育つていくのがちょっと心配です。

一方、八戸商工会議所では私の企業も会員になっておりますが、組織的にすばらしいリーダーシップを発揮して、地域においてはリーダーの役割を十分に果たしているようです。

F A Zの輸入港における貿易センターの運営、そして都市化における各種の街づくりに対する影響力は、行政に対して非常に強いものがあるように感じました。

何れともあれ四月に船出した我がむつ商工会議所において、

で、経済基盤の確立に協力出来る体制づくりが必要なることを今回の訪問研修で強く感じられました。

会員の総意ある行動力が、行政を動かす力が中心市街地活性化の街づくりにつながることであり、行政への取組方も大変勉強になりました。一歩一歩前進することも大切である。商工会議所らしき来年に向けて今回の研修は、大いにすばらしいものがありましたことをここに報告します。



### 新しい「まちづくり」三法 自治体の基本計画策定が基本

大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法そして改正都市計画法のまちづくり関連の三つの法律は、商店街の衰退で空洞化が進む市街地を再生することを目的に成立しました。

この三つの法律の中では、自治体に大きな権限が与えられ、市町村がまちづくりをするうえでしっかりとしたプランをたてていくことが重要となります。

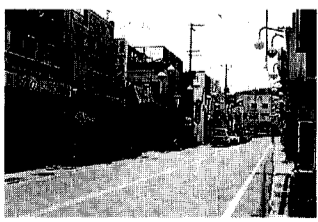
今度の法改正の中で重要な鍵を握るのが、改正都市計画法といわれています。従来の都市計画法では、住居専用地域、商業、工業地域など十二種の用途によって建物の制限を加えていたのが、今回の改正でこの既存の用途地域に更に特別の目的を加えた制限が入りました。

型店が地域社会との調和を図って行くため、来客、交通、騒音、ゴミなど地域住民の生活環境への影響を重視した調整となり、法的主旨が経済規制から社会規制へと変わってきました。

すでに百七十五市町村が「名乗り」をあげる  
中心市街地活性化法  
先述の大店法の緩和以降、郊外型のスーパーがラッシュ的に進出し、中心商店街の空洞化が急速に拡がって参りました。

自治体もまちのイメージダウンにつながることを心配してまいりました。新しくできた法律は、中心市街地が果たす役割の重要性から市街地を整備改善し商業等の活性化を総合的に図るため、通産、建設など十一の省庁がまちづくりに関する百五十の助成

をするものです。具体的には市町村が立てた市街地の整備改善や商業等を活性化するための基本計画にそって街づくり機関(商工会議所又は第三セクター)が、地元商業者等の意見を十分反映した商店街整備事業計画等を作成し、国の認定、支援を受けて行うものです。



# 日本商工会議所 Eメール通信

☆稲葉会頭コメント☆  
○所得税減税等に関し、大蔵省・自治省が概ね合意する。  
所得税・住民税並びに法人税の最高税率の引き下げについて、大蔵省と自治省で合意された内容はかねてから日本商工会議所の主張に沿うものであり、恒久減税の具体化に向けた一歩として評価したい。今後は税制関連法案の審議など、早期実施に向けた精力的な取り組みを強く望みたい。

★お知らせ★  
○恒久的な減税の国と地方の負担割合について、十一月二十六日大蔵省と自治省で合意した内容  
一、個人所得税・法人課税を合わせた全体の減税規模  
六、三兆円程度  
二、個人所得税  
地方税一・八兆円  
地方税二・九兆円、  
地方税一・一兆円  
三、法人課税  
基本税率の引下げ  
一、法人税 三〇・〇%  
(現行三四・五%)  
(2) 法人課税 九・六%  
(現行一〇・〇%)  
↓実効税率四一・八七%  
(現行四六・三六%)  
減税規模  
二、三兆円程度  
(国税一・六兆円、  
地方税〇・七兆円)  
実施時期  
平成十一年度四月以降開始  
事業年度から適用  
なお、地方の財政事情が非常に厳しいことから、地方税の減収対策として、当面(1)たばこ税のうち国税分の税率を引き上げて地方税分の税率を引き上げる。(2)法人税から自治体財源に回す地方交付税率を上げない。(3)地方交付税を受けられない自治体(仮称)を設ける。(4)減税補てん債を発行する。などの地方財政措置を講じることになった。また、国税の減税による地方交付税の減少に対応し、国と地方が折半の負担により補てんを行うこととなった。

## 幸運の女神は秋村さんに!!

☆☆☆☆ハワイペア旅行当選☆☆☆  
第一回産業まつり・第30回みんなの消費生活展の「お楽しみ大抽選会」の特賞ハワイ旅行に当選した秋村秀子さんに12月3日ハワイペア旅行の目録が、産業まつり実行委員長の名吉吉五郎より手渡された。  
この日は、秋村さんの他、5万円旅行券が当選した佐渡乙子さん、福山和子さんへもそれぞれ消費者の会々長の村木協子様と当商工会議所専務理事瀬川素之より手渡され、3人は喜びをかきしめられない様子であった。  
その他の当選者1万円券10名、5千円券20名(11月30日付会議所報発表済)には、平成11年3月23日まで商工会議所に於いて引き替え中である。  
当選者は、当選番号の抽選券控をご持参の上、3月



## 青森県工業振興課からのお知らせ

### ●地場産業技術開発研究費補助金の御案内

1. 制度の概要  
企業化・実用化まで至っていない新製品・新技術の試作・研究開発に要する経費の一部を補助する制度です。
2. 補助対象者  
① 県内に事業所を有する中小企業者  
② 中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法に基づく研究開発等事業計画を策定し、県の認定を受けた中小企業者  
③ 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づいて県が策定した活性化計画に沿って、高度化等(円滑化)計画を策定し、県の承認を受けた中小企業者
3. 対象となる事業  
技術研究又は試作等の新製品・新技術の開発事業です。
4. 対象となる経費  
原材料費、構築物費、機械装置費、工具器具費、外注加工費、技術指導受入費等です。
5. 補助率  
補助対象経費の総額の3分の2以内です。
6. 補助金の額  
一般枠 (2.①の場合) : 100万円以上500万円以内  
創造的中小企業枠 (2.②の場合) : 500万円以上3,000万円以内  
集積活性化枠 (2.③の場合) : 1,000万円以内

### ●地場企業新商品開発支援事業費補助金の御案内

1. 制度の概要  
新商品の開発のために新技術開発、デザイン開発及び需要開拓に要する経費の一部を補助する制度です。
2. 補助対象者  
県内に事業所を有する中小企業者
3. 対象となる事業  
① 学術機関・公設試験研究機関の研究結果を活用又は指導を受けて行う新商品開発  
② 前項に係る事業で、技術に新規性があり、成果の事業化が確実であると交付審査会が認めた新商品開発
4. 対象となる経費  
専門家謝金、専門家旅費、技術・研究開発費、広告宣伝費、デザイン料、工業所有権に係る経費等です。
5. 補助率  
補助対象経費の総額2分の1以内です。
6. 補助金の額  
一般企業枠 (3.①の場合) : 100万円以上500万円以内  
フロンティア企業枠 (3.②の場合) : 500万円以上2,000万円以内

【募集期間】  
地場産業技術開発研究費補助金 平成11年1月4日(月)～2月10日(水)  
地場企業新商品開発支援事業費補助金 平成11年2月1日(月)～3月31日(水)  
【問い合わせ先及び申し込み先】  
青森県商工観光労働部工業振興課工業振興班 担当:野田  
〒035-8570 青森市長島1-1-1 TEL0177-34-9381 FAX0177-34-8109

## ◆中小企業危機突破決起大会を開催◆

日商は11月19日、東商ビルで標記大会を開催し、1)大規模な第3次補正予算等の早期執行、2)貸し渋り等中小・中堅企業金融対策の拡充、3)個人・法人課税減税等の早期実現、4)景気回復並びに中小企業に十分に配慮した予算の確保、5)中小企業に対する技術開発支援制度(日本版SBIIR)の創設、6)街づくり3法の整合性の確保を柱とする要望「早期景気回復と中小企業対策を最重点課題とする取り組み」を決議した(別掲)。  
大会の冒頭、挨拶した稲葉会頭は、中小企業をとりまく経営環境は極めて厳しく危機的な状況といたうえで、「平時と異なる大胆な手段を総動員して景気回復の道筋をつけ、あらゆる対策を可及的速やかに、かつ、集中的に実施する必要がある」と述べるとともに、「本日の大会では全国521商工会議所の総意として関係各方面に強力な陳情活動を展開していただきたい」旨依頼した。  
その後、谷村専務理事が平成10年度におけるこれまでの要望活動の経過等について説明し、引き続き大西副会頭(大阪・会頭)から要望の趣旨説明が行われ、全会一致で決議した。  
本大会終了後は、出席した各地商工会議所・連合会の会頭等約430名が議員会館に地元選出国会議員を訪ね、一斉に陳情活動を行った。  
(別掲)  
早期景気回復と中小企業対策を最重点課題とする取り組みを  
—中小企業危機突破決起大会決議—  
平成10年11月19日 日本商工会議所

戦後最悪の経済不況の下で、金融システムの正常化の遅れなどにより、全国の企業は苦境に遭遇しており、国民には将来への不透明感を背景とする不安が日増しに強まり、中でも全国の中小企業は、倒産・廃業の多発や雇用状況も最悪となり、深刻な経営存続の危機に直面している。  
未曾有の経済危機を克服し、中小企業や国民の活力を蘇らせ、累年度プラス成長への道筋をつけるには、あらゆる対策を総動員し、スピーディーに推進すべきである。  
去る11月16日に打ち出された緊急経済対策について、第三次補正予算等を措置し、国・地方一体で速やかに実施することに加え、減税について、細目の早期決定と中小企業関連税制の抜本的拡充等が急務である。  
また、平成11年度予算についても、景気回復の観点から十分な規模の予算措置が不可欠であり、財政構造改革法を凍結して公共事業や中小企業対策に重点配分し、第三次補正予算と切れ目のない積極的な財政出動を行う必要がある。よって、政府・国会におかれては、当面、下記の措置を講じて、早期景気回復と中小企業支援等に総力をあげて取り組むよう、強く要望する。

1. 大規模な第三次補正予算等の早期執行  
第三次補正予算に、真水で10兆円超の財政措置を盛り込み、次期臨時国会で速やかに成立させること。その際、中小企業対策、地域経済に配慮した公共事業、21世紀を展望した社会資本整備に重点を置くこと。また、地方負担分の財政措置については、地方自治体への適切な手当を講じて、国・地方一体となつての事業の早期実施を図ること。
2. 貸し渋り等中小・中堅企業金融対策の拡充  
10月1日から実施されている中小企業金融対策が大きな効果をあげていることを高く評価するとともに、緊急経済対策に盛り込まれている中小中堅企業等貸し渋り対策が着実に効果をあげていくことを期待する。このため、必要な予算措置を早急に講じるとともに、今後とも必要に応じて、適切に金融関連の諸政策を実行し、貸し渋り対策の拡充を図ること。
3. 個人・法人課税減税等の早期実現  
個人所得課税の4兆円規模の減税、法人課税の3兆円規模の減税による実効税率の40%程度への引き下げ等を速やかに実現させること。併せて、法人税・法人事業税の中小企業軽減税率の引き下げ等と同族会社の留保金課税の廃止、及び中小企業投資促進税制等の拡充、事業承継税制の抜本的拡充、住宅ローン利子減税の創設等を行うこと。また、法人事業税への所得加算型外形標準課税の導入は絶対に行わないこと。さらに、中小企業等も利用できる確定拠出型年金制度の創設等を図ること。
4. 景気回復並びに中小企業に十分配慮した予算の確保  
平成11年度の予算編成にあたっては、景気回復をより確実なものとするに十分な規模の予算を確保するとともに、中小企業対策予算要求額の満額確保と、中心市街地・商店街活性化の事業規模1兆円を超える大規模な予算を確保し、次の支援策を講じること。  
(1)貸し渋り対策等中小企業金融対策の推進  
(2)新規開業・雇用創出のための支援  
(3)ものづくり基盤の強化  
(4)中心市街地及び商店街等の活性化対策の拡充・強化  
(5)中小企業の経営革新と経営環境変化への対応促進  
(6)小規模企業対策の拡充・強化
5. 中小企業に対する技術開発支援制度(日本版SBIIR)の創設  
雇用の拡大にも資するベンチャー等中小企業の技術開発・事業化を支援するため、アメリカにおける各省庁の外部研究資金の一定割合を中小企業に優先的に配分する「中小企業技術革新制度」(SBIIR)になつた日本版SBIIRの制度を各省庁連携のもと創設すること。
6. 街づくり3法の整合性の確保  
地域が進める都市の再構築としての街づくりを積極的に支援するため、密接不可分な関係にある街づくり3法が一体的に運用されるよう、その整合性を確保すること。特に、大規模小売店舗立地法の指針は法律の運用全体を左右し、地域が取り組む街づくりに大きな影響を与えることに鑑み、指針策定にあたっては、街づくりへの配慮を講じた国会の附帯決議の趣旨を十分尊重するとともに、指針を多様な地域の実情を柔軟に反映できるものとする。以上

## 中小企業金融安定化特別保証制度における旧債振替の取扱いについて

右記保証制度に係る対象資金は、「事業の安定に必要な運転・設備資金」としてありますが、一部の金融機関において本制度を利用し、当該金融機関の既存の債権の回収に充当されているとの批判、苦情があります。ご高承のとおり、旧債振替については原則認められておらず、例外として金利等借入条件が良いものの切り替え、実質的な返済期間の延長となる等中小企業者の事業経営上プラスとなり、かつこれを中小企業者が希望するケースに限っており、これに違反した場合は信用保証協会と金融機関との間で締結している約定書に基づき、信用保証協会は代位弁済しないとされており、本制度が円滑にかつ有効に機能するよう万全な体制づくりを行うため、地域金融動向に関する情報交換会や各種会議等を通じて、情報収集及び情報提供を行っているところであります。必要に応じて、当局への情報の提供等についてお願い申し上げます。

## 勤労者の財産づくりを

- 勤労者の財産づくりのために、財形制度の普及をすすめています。また、財形持家融資、財形教育融資も行なっています。
- ◎(マイホームづくりのお手伝い)
  - ◎財形持家融資
  - ◎財形教育融資
  - ◎転貸融資：勤労者個人に対し貯蓄残高に応じて融資
  - ◎分譲融資：持家を分離するために住宅を建設購入する事業主に融資
  - ◎直接融資：勤労者個人
  - ◎転貸融資：事業主を通じて勤労者へ
- 〈詳しくは〉  
青森県雇用促進センター  
〒0177-7711 234

平成10年12月22日現在

### 国民金融公庫の貸付利率

- ◎普通貸付 **年2.20%**  
平成10年11月10日実行分から
- ◎小企業等経営改善貸付 **年1.90%**  
(無担保・無保証人<sup>◎</sup>制度) 平成10年11月10日実行分から
- ◎国の教育ローン **年2.30%**

※ 貸付利率は、予告なく変わることがあります。

### ◆ 設備貸与制度 ◆

損料2.75%から2.10%に

保証人の条件も緩和されました!

設備貸与制度は、中小企業の皆様が設置希望している機械装置・特殊車両等を公社が企業にかわって購入し、長期かつ低利の割賦又はリースにより貸与するという制度ですが、この度、当制度の利用条件を利用しやすいように改正いたしましたので、是非利用されますようご案内申し上げます。

#### ◆ 制度の概要・改正内容 ◆

区分	割賦制度		リース制度	
	一般枠	ハイテク機器対象枠		
対象業種	製造業、建設業、卸・小売業、サービス業等			
対象企業(従業員数)	製造業、建設業20人以下卸・小売業、サービス業10人以下	製造業、建設業80人以下、卸・小売業、サービス業20人以下		
対象設備	土地・建物を除く機械設備、特殊車両等(新品)	電子計算機で作動する機械設備(新品)		
利用額	100~3,500万円	1,500~6,000万円	100~6,000万円	
利息等	割賦損料 年2.75%		期間	月額リース料率
	↓ 年2.10% (契約時に保証金10%→最終の返済に充当)		3年	2.972%(旧 3.006%)
償還期間	4年6ヶ月		4年	2.277%(旧 2.312%)
			5年	1.853%(旧 1.886%)
			6年	1.576%(旧 1.609%)
			7年	1.376%(旧 1.406%)
			3~7年	
保証人	1,000万円以下の申込は社内保証可、個人1名、法人2名(社長含)また金額によらず社長以外の保証人に代えて担保でも可			

※申し込み・詳しい内容のお問い合わせは

(財)青森県中小企業振興公社 設備貸与課 TEL0177-77-4066まで

チェックよし

今年もクリアー

## 最低賃金

○青森県最低賃金(平成10年10月1日から)

**1日 4,713円**  
**1時間 590円**

精皆勤手当、通勤手当、家族手当等は算入されません。

○青森県産業別最低賃金(平成10年12月21日から)

次の産業については、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。

業種	最低賃金額	
	1日	1時間
鉄鋼業 (高炉による鉄鋼業、表面処理鋼材製造業を除く。)	5,630円	705円
電気機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業及び電子計算機・同付属装置製造業及び医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))	5,165円	646円
各種商品小売業 (郡部を除く。)	5,135円	643円
自動車小売業 (二輪自動車小売業(原動機付自動車を含む)及び郡部を除く。)	5,475円	685円

(注) 郡部は、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、上北郡、下北郡及び三戸郡。

※賃金に関する相談は……

むつ労働基準監督署 ☎0175-22-3136  
むつ商工会議所 ☎0175-22-2281

### 事業主の方々を応援します 若年者雇用奨励金制度

市では、県の助成により若年者の市内就職の促進や職場定着率の向上と、労働環境や福利厚生面の改善を支援するため、「若年者雇用奨励金制度」を実施しています。

この制度は、25才未満の若年者を新たに雇い入れ、その後1年以上継続雇用し事業所の労働者を増員した事業主に対して奨励金を交付するもので、その交付が平成11年1月4日から開始されます。

◆ 受付期間 ◆  
平成11年1月4日~29日

◆ 補助対象 ◆  
平成10年10月1日から、平成11年3月31日までに若年者を雇い入れた(平成11年2月・3月分は雇用見込み)次に該当する事業所です。

① 常時雇用労働者数が300人以下の事業所  
② 県内に居住する25才未満の若年者を常用労働者として1年以上継続して雇用する予定で、事業所の従業員数が増員となっていること  
③ 雇用保険適用事業所であること  
④ 県税および市税を完納していること  
⑤ 労働環境や福利厚生面の改善等に積極的に取り組んでいる事業所

◆ 補助金額 ◆  
増員した若年者1人につき年額20万円

◆ 申請方法 ◆  
該当すると思われる事業所の方は必ず電話で連絡してください。申請用紙と記入例を送付しますので、必要事項をご記入のうえ申請していただきます。なお、制度についての問い合わせ、質問等ございましたらご連絡ください。

〈問合せ先〉  
市商工観光課商工労働係  
☎22-1111内線384

### 企業の経営状況が数字で読める 経営の基本はここにある

簿記は古くて新しい学問。時代が変わっても、基本的な原理は変わりません。しかも、世界共通の言葉である数字によって書かれた文書。企業の過去はもとより、現在の動向、未来の予測までそこから読み取ることができます。

簿記の資格を持つと言うことは、経理事務を円滑に行うためだけでなく、経理管理や経営分析の基礎能力があることのひとつの証明。単なる記帳能力を超えて、コンサルティングの実力を身につける第一歩です。



履歴

方井

54歳

中央区日本橋兜

#### このライセンスを持っている人は

- 1級・・・財務諸表や企業会計に関する法規を理解し、会計指導ができる能力を持っています。(大企業経営向、会計指導者向)
- 2級・・・会計主任クラス程度の商業簿記および工業簿記(初歩的な原価計算を含む)を身につけています。(中小企業経営向、会計主任級向)
- 3級・・・基礎的な商業簿記原理、記帳および決算に関する初歩的な実務を理解しています。(小企業経営向、一般記帳係向)
- 4級・・・初歩的な商業簿記を理解しています。(商業簿記入門者向)

【提案】資格を取り、取らせて企業の健全化を図ろう

①事務員(経理担当)採用には、日商簿記3級以上取得者と条件を付けてはいかがでしょう。

特に、採用試験を実施していない企業では、必要ではないでしょうか。

②資格を取ったら手当を出してみてもいいかもしれません。

従業員にやる気が起こり、事務レベルの向上が期待できます。何より優秀な従業員が多いことは、企業の発展に欠かせません。

#### 次回検定試験日程

試験日 平成11年2月28日(日) [申込期間:平成11年1月13日~平成11年2月2日]

会場 田名部高等学校

※申込・問い合わせは、むつ商工会議所振興課TEL22-2281(代)まで

### 商工会議所は、あなたの企業の 人材育成 を応援します。

《その他の検定試験》小売商(販売士)検定「販売員や店を任される店長さんには必携の資格」、ワープロ(日本語文書処理技能)検定「事務員の処理能力が向上します」、珠算検定「暗算能力や利息計算など応用力がつかえます」

### ビジネスプラン(事業計画書)サポートセミナーのご案内

事業を起こしたり新しい事業分野に進出したりするときには、まず「資金」が必要です。その資金を調達するために、国・県の公的資金制度の利用、金融機関、ベンチャーキャピタルへのアプローチ等に対し、魅力ある且つ説得力のあるビジネスプラン作りは絶対不可欠です。

関係機関の理解を得るために、事業の目的と背景、事業の具体的な内容と市場及び市場性の分析、短期・長期両面の事業展開の仕方、事業の収支計画などについて書面にまとめなければなりません、作り方がよくわからないという声を聞きます。

当財団では、そのような声に応えビジネスプラン作成の基礎知識を習得していただくため、下記のとおり「ビジネスプランサポートセミナー」を開催いたしますので、ふるってご参加下さいませようご案内します。

#### 記

- 日時 平成11年1月19日(火) 9:30~16:00
- 会場 八戸地域地産産業振興センター ユートリー8階(多目的中ホール)  
八戸市一番町一丁目9-2 TEL0178-27-2227  
車ご利用の方は、ユートリーの駐車場を半額割引でご利用になれます。
- 講師 ソーケンマネジメント株式会社  
東京オフィス シニアコンサルタント 齋藤 満(さいとう みつる)氏  
立命館大学文学部卒業。中小企業診断士、一級販売士。  
【指導実績】・東洋経済新報社  
・埼玉県創造的企業投資育成財団  
・大栄教育システム  
・つくば研究支援センター等講師
- 主催 財団法人21あおり創造的企業支援財団
- 後援 東北通商産業局、青森県、青森県商工会議所連合会、青森県商工会連合会  
(予定) 青森県中小企業団体中央会、社団法人東北ニュービジネス協議会  
東北ベンチャーランド協議会
- 定員 70名(先着順)
- 参加料 無料
- 受講申込 申込書に記入の上、FAXにて申し込み下さい。
- 問合せ先 財団法人21あおり創造的企業支援財団 事務局  
〒030-0802 青森市本町1-2-20 住友生命青森柳町ビル5階  
TEL 0177-23-1021 FAX 0177-23-1042